

近衛府下級官人補任稿（2）

— 将監 —

西山史朗

〔抄録〕

本稿は、天平神護元年（七六五）から鎌倉中期までの期間における近衛府の将監・将曹・医師・府生・番長・案主・府掌・近衛の補任状況を調査・整理したものの一部である。

一部の近衛府官人の補任状況はすでにまとめられているが、本補任表は既存の補任類の欠を補い、研究の進展の助けとなること

を目指しており、本稿では、近衛府下級官人補任全体のうち、天平神護元年（七六五）から建久三年（一一九二）までの期間の近衛府将監の補任状況をまとめている。

キーワード 平安期、近衛府、下級官人、補任

一、近衛府下級官人補任について

近衛府下級官人補任は、近衛府が成立した天平神護元年（七六五）から鎌倉中期までの期間における近衛府下級官人（将監・将曹・医師・府生・番長・案主・府掌・近衛）の官人のうち、確認できうる補任状況を調査・整理したものである。すでに一部は公表しており、本稿では天永元年（一一一〇）から建久三年（一一九二）までの近衛府将監在職者を掲載する。

史料の残存状況に影響されるのみならず、基本的に史料に残りにく

い下級官人を採録対象としている以上、他の補任類に比して採録年に欠落があることや、年ごとに採録内容の偏りがでることは免れない。しかしながら下級官人の補任状況をまとめ、なおかつ他史料と併用し下級官人の動向を追うことで、当該期における下級官人の在り方や活動形態の変遷を明らかにしよう。

すでに公開している補任表も含め、補任表の内容については、今後も大方のご批正を乞い、更なる充実、確実性を高めていきたい。

二、凡例

- ①本補任表は左右近衛府のうち(表①)、将監・将曹・医師・府生・番長・案主・府掌・近衛の官人の補任状況を官職ごとの項目に記したものである。そのうち本稿は、天永元年(一一一〇)〜建久三年(一一九二)までの期間における将監在職者をまとめている。
- ②左右近衛府いずれかに所属しているかが不詳の場合は、「左右不詳」の項目に記した。
- ③人物の表記について、位階が明らかである場合は〔内〕に記載し、位階が不明の場合は〔と〕と記載した。加階の記述がある場合は加階後の位階を記載、備考にその内容を記載した。府生以下には、本来相当位階の規定は設けられていないが同様に記載した。
- ④在職である、あるいはそう思われる場合は「在」、新たに任じられた場合は「任」、すでに死去していることが明らかである場合は「故」を備考欄内の先頭に記載した。
- ⑤兼官、兼職がある場合は備考に記載した。その他必要と思われる事項を備考欄に記載した。
- ⑥出典の記載は(『史料名』年月日)で示し、閏月は○枠で示した。基本的にその年の初見月日を記載したが、初見以降より詳細な所属、経歴などの記述が確認できる場合はその月日を記載した。
- ⑦それぞれの出典は()内に記載し、また一部の史料名については以下の通り略記した。なお、史料のうち古記録史料の名称については、大日本古記録、史料大成、史料纂集収録の古記録については、

それぞれの名称をそのまま記載したが、『群書類従』、『歴代残闕日記』、そのほか史料紹介などに収録、掲載されている古記録については、同一人物の日記でも、日記の名称がそれぞれ異なる場合が多い。そのため便宜的に記主の名前を冠して『○○卿記』、『○○公記』と記載した。なお、史料紹介等の出典も同様に記載した。

- 略記一覧：『東大寺統要録』(『統録』)、『宮寺縁事抄』(『宮寺』)、『続左丞抄』(『左丞』)、『樂所補任』(『樂所』)、『大間成文抄』(『大間』)、『魚魯愚鈔』(『魚魯』)、『平安遺文』(『平遺』)、『本朝世紀』(『世紀』)、『榮昌記』(『榮昌』)、『朝隆卿記』(『朝隆』)、『時信公記』(『時信』)、『忠通公記』(『忠通』)、『長秋記』(『長秋』)、『中右記』(『中右』)、『九条家本紙背文書集 中右記』(『九中』)、『中右記部類』(『中部』)、『師元朝臣記』(『師元』)、『実行公記』(『実行』)、『平知信朝臣記』(『知信』)、『台記』(『台』)、⁷⁾『教長卿記』(『教長』)、⁸⁾『兵範記』(『兵範』)、『公通卿記』(『公通』)、『山槐記』(『山槐』)、『為親朝臣記』(『為親』)、『定長卿記』(『定長』)、『親経卿記』(『親経』)、『愚昧記』(『愚昧』)、『明月記』(『明月』)、

- ⑧表作成にあたって、笹山晴生「左右近衛府官人・舍人補任表―下級官人・舍人その(一)―」(『東京大学教養学部人文学科紀要』六一、一九七五)、「左右近衛府官人・舍人補任表―下級官人・舍人その(二)―」(『東京大学教養学部人文学科紀要』六六、一九七八)も参照した。

⑨人物比定について、刊本史料上では、姓或いは名が同名同音の場合、人物の混同が考えられる事例がみられる。このような場合や姓名いずれかの記載が無い場合などは、編纂者によって人物ならびに姓名の同定・推定がなされているが、疑問無しとしない部分もある。本補任では『群書系図部集』⁹、「楽家系図」¹⁰および京都大学附属図書館所蔵『秦氏系図』・『下野氏系図』所収の諸氏系図、『平安人名辞典——長保二年——』、『平安人名辞典——康平三年——上』、『平安人名辞典——康平三年——下』¹¹、『平安時代史事典』¹²、『藏人補任』¹³、『外記補任』¹⁴も参照し姓名の推定を行い、備考欄にその旨を記載した。

⑩史料上、「○○子」、「○○男」と表記され、人物比定が困難なものは、人物欄中に「○○子」と統一して表記した。

⑪史料上、人物によっては数年以上にわたり近衛府官職に在職していることが確認できるが、その間一部の年において人名の記載は有るものの官職が確認できない例が散見される。この事例においては、前後の時期における在職状況から官職の推定も可能ではあるが、本補任表では採録していない。

⑫将監について、史料上「左近大夫」・「右近大夫」と「大夫将監」という表記がみられる。前者は、叙爵後将監を離職した者、後者は叙爵後も在職している者を指すと理解される。ただし厳密に両者を区別しにくい事例も数例みられるため、便宜上両者ともに採録した。

〔注〕

(1) 本補任稿では、将監以下の近衛府官人を近衛府の下級官人と区分して

いる。この区分は笹山氏による近衛府大将・中将・少将を上級官人、近衛府将監以下を下級官人とする理解に従ったものである。詳しくは、笹山晴生「平安前期の左右近衛府に関する研究」(坂本太郎博士還暦記念会編『日本古代史論集』下所収、吉川弘文館、一九六二)、同「左右近衛府上級官人の構成とその推移」(土田直鎮先生還暦記念会編『奈良平安時代史論集』下所収、吉川弘文館、一九八四、以上『日本古代衛府制度の研究』(東京大学出版会、一九八五)に再収)を参照。近衛府官人の補任状況をまとめたものとして、市川久編『近衛府補任第二』(続群書類従完成会、一九九二)、同『近衛府補任第二』(続群書類従完成会、一九九三)、笹山晴生「左右近衛府官人・舍人補任表——下級官人・舍人その(二)——」(『東京大学経学部人文科学紀要』六十一、一九七五)、同「左右近衛府官人・舍人補任表——下級官人・舍人その(二)——」(『東京大学経学部人文科学紀要』六十六、一九七八)がある。本補任表は、これらの補任類の欠を補うかたちで作成している。

(3) 拙稿「近衛府下級官人補任稿(1)」(『佛敎大学大学院紀要——文学研究科篇——』四六、二〇一八)、「近衛府下級官人補任稿——府生——」(『鷹陵史学』四四、二〇一八)

(4) 近衛府下級官人補任表の作成意図ならびに近衛府や近衛府下級官人に関する先行研究については、すでに註(3) 拙稿において言及しているためそちらを参照されたい。

(5) 『神道大系 神社編七 石清水』(神道大系編纂会、一九八八)

(6) 本本好信「『朝隆卿記』逸文集成稿一」(『龍谷史壇』一四二、二〇一六)。

(7) 藤原重雄・尾上陽介「東京大学史料編纂所所蔵『台記』仁平三年冬記」(『東京大学史料編纂所研究紀要』十六、二〇〇六)

(8) 樋口健太郎「史料紹介 国立歴史民俗博物館所蔵・田中穰氏旧蔵本『山槐記』応保二年三月」(『神戸大学史学年報』一二二、二〇〇七)、三浦龍昭「大正大学蔵『山槐記』蓮華王院御塔供養記」について(二)・(二)」(『大正大学研究紀要』九九、二〇一四、同一〇〇、二〇

- 一五)
- (9) 『群書系図部集』一〇七(統群諸類従完成会、一九七三)。
- (10) 『楽家系図』(『伏見宮旧蔵楽書集成 三』所収、宮内庁書陵部、一九九八)。
- (11) 榎野廣造『平安人名辞典―長保二年―』(高階書店、一九九三)、同『平安人名辞典―康平三年―上』(和泉書院、二〇〇七、同『平安人名辞典―康平三年―下』和泉書院、二〇〇八)。
- (12) 『平安時代史事典』(角川書店、一九九四)。
- (13) 市川久編『藏人補任』(統群書類従完成会、一九八九)。補任表中では
- (14) 井上幸治『外記補任』(統群書類従完成会、二〇〇四)。補任表中では『外記』と略記した。
- 『藏人』と略記した。
- (にしやま しろう 文学研究科歴史学専攻博士後期課程)
(指導教員…佐古 愛己 准教授)
二〇一八年十月一日受理

【近衛府下級官人補任表】

表①		9～12cにおける左右近衛府官制表						
区分	官職	総称	相当位階	左右合計員数	隨身・權隨身	樂人・舞人	年預	庁頭
上級職	大将	—	正・従二位(従二位)	2(2)	—	—	—	—
	中将	—	正三位～従四位(従四位下)	2～6(2)	—	—	—	—
	少将	—	従四位下～従五位(正五位下)	4～8(4)	—	—	—	—
	将監	—	従五位～正六位(従六位上)	8～(8)	(○)	○	—	—
下級職	将曹	—	従五位～従七位(従七位下)	16～(8)	○	○	—	—
	醫師	—	従五位～正六位(正六位)	1～(2)	—	—	—	—
	府生	—	正六位上～従七位	20～(12)	○	○	—	—
	番長	—	—	13～(12)	○	—	—	—
府掌	案主	—	—	4～	—	—	—	—
	物節	—	—	5～	○	—	—	—
	府掌	—	—	5～	○	—	—	—
近衛	—	—	従八位～大初位・无位	27～(400)	○	—	—	—
	駕輿丁	—	—	—	—	—	—	—
	使部	—	—	(20)	—	—	—	—
直丁	—	—	—	(4)	—	—	—	—
	直丁	—	—	(4)	—	—	—	—

・左表は「近衛府補任」、「公卿補任」、各古記録、笹山晴生氏『日本古代衛府制度の研究』(東京大学出版会、1985)、古藤真平「中衛府・近衛府官員制度の再検討」(角田文衛先生翁寿記念会編『古代世界の諸相』、晃洋書房、1993所収)を参照して作成した。

・区分の項については、笹山氏(上掲)の近衛府内における官職格差に関する理解に従って区分している。・位階および左右合計員数項について、それぞれの位階は史料より確認できる位階の範囲を記載し、また左右合計員数については史料から確認できる最低限の人数を記載した。

・()内は、古藤氏(上掲)が復元された弘仁格式制時の左右近衛府の官員制を参照した。

・なお、9c以前の近衛府官職のうち、案主は長徳4年(998)に、府掌は元慶5年(881)にみえるのが史料上での初見である。

・総称の項は、各古記録において近衛府の各職がそれぞれどのように総称されていたかを記載した。詳しくは吉川真司編『京都大学文学部博物館の古文書：第4輯 勅修寺家本職掌部類』(思文閣出版、1989)、佐々木恵介『「小右記」にみる摂関期近衛府の政務運営』(笹山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集 下巻』吉川弘文館、1993所収)を参照。

・隨身、樂人・舞人、年預、庁頭の項については、近衛府官人が兼帯する職務の有無について示した。

左右近衛府将監		備考・出典	右近衛将監	備考・出典	左右不詳	備考・出典
和暦(西暦)	左近衛将監					
天永元年(1110)	拍光季〔五位上〕	在：左近大夫将監。〔采昌〕天永1・6・16、 〔樂所〕	源実清〔一〕	在：〔采昌〕天治1・4・23)		
	豊原時元〔一〕	在：〔樂所〕				
	藤原経遠〔一〕	在：〔采昌〕天治1・4・23)				
天永2年(1111)	藤原カ彥成〔五位上〕	在：〔左近大夫〕。〔采昌〕天治1・6・20)				
	拍光季〔五位上〕	在：〔年奈八十〕。〔中右〕天永2・8・21/ 春日詣において一階を賜う。〔中右〕同2・ 12・17)	(姓不詳) 信則〔一〕	在：〔長秋〕天永2・2・28)		
	藤原カ顯能(従五位下)	在：藏人、齋院衣給分給殿。〔中右〕天永 2・3・20、〔藏人〕				
天永3年(1112)	豊原時元〔一〕	在：〔中右〕天永2・4・22)				
	下毛野近季〔一〕	任：小除目において左近将監に任ず。〔殿 曆〕、〔中右〕天永2・10・25)				
	拍光季〔五位上〕	故：〔中右〕天永3・2・11)この年死去。 采尊18回。一者38年。〔樂所〕	下毛野近季〔一〕	在：〔院養者〕。〔中右〕天永3・2・8、〔殿 曆〕同3・2・10)		
天永元年(1113)	豊原時元〔一〕	在：〔樂所〕	(姓不詳) 兼基〔一〕	在：〔長秋〕天永1・10・5)		
	高階為重〔正六位上〕	在：〔長秋〕天永1・3・19、〔藏人〕				
	豊原時元〔一〕	在：〔樂所〕/〔中右〕天永2・11・14)	多忠方〔一〕	任：12月、白河阿弥陀堂供養の時、散手賞 により将監に任ず。〔樂所〕		
天永2年(1114)	拍行高〔一〕	任：白河阿弥陀堂供養の時、散手賞により将 監に任ず。〔殿曆〕天永2・11・29、〔樂所〕	高階家行(従五位下)	在：〔中右〕天永2・4・25)氣爵。〔殿曆〕 同2・6・1)		
	源盛経〔従五位下〕	在：藏人。〔中右〕天永2・3・25、〔藏人〕 /氣爵。〔殿曆〕同2・6・1)				
	高階為重〔正六位上〕	在：藏人。〔殿曆〕天永2・2・5、〔藏人〕				
天永3年(1115)	豊原時元〔一〕	在：〔樂所〕	多忠方〔一〕	在：〔樂所〕/〔中右〕私事部類・天永3・ 10・24)		
	拍行高〔一〕	在：〔樂所〕/〔中右〕私事部類・天永3・ 10・24)				
	下毛野近季〔一〕	在：〔院養者〕。〔殿曆〕天永3・2・6)〔殿 曆〕同3・9・21)				
天永4年(1116)	藤原朝隆〔一〕	在：〔朝隆〕天永3・2・6)元永2年、左近 大夫。〔忠通〕元永2・2・9)				
	豊原時元〔一〕	在：〔樂所〕	多忠方〔一〕	在：〔樂所〕		
	拍行高〔一〕	在：〔樂所〕/〔殿曆〕天永4・4・1・23)				
	藤原行次〔正六位上〕	任：左近衛大将源雅実の大将請により内舍 人藤原行次の任将監を望む。〔大間〕第六 〔譜〕				

永久5年(1117)	豊原時元〔一〕 在：〔樂所〕	多忠方〔一〕 在：〔樂所〕		
拍行高〔一〕	在：〔樂所〕/〔殿階〕 永久5・1・24			
豊原時元〔一〕	在：〔樂所〕/〔殿階〕 元永1・9・27、〔中右〕同1・9・22	多忠方〔一〕 在：宣旨により右一者。〔樂所〕/〔中右〕元永1・2・10/〔右近將監〕、〔殿階〕同1・12・17		
拍行高〔從五位下〕	在：最勝寺供養の時、左一者、散手貫により一階を賜ふ。〔殿階〕元永1・12・17、〔樂所〕/〔中右〕同1・2・10、〔中右〕第二九諸寺供養	藤原惟忠〔一〕 在：府奏により内舍人より右近將監に任ず。〔大間〕 第七〔本司奏〕		
元永元年(1118)	小部正清〔一〕 在：12月、師子眷戴により左近將監に任ず。〔殿階〕 元永1・12・17、〔樂所〕/勳賞により任本府將監。〔年及七旬〕。〔中右〕 第二九諸寺供養			
源盛経〔五位〕	在：左近大夫。藤原忠通家人か。〔殿階〕 元永1・10・26			
豊原時元〔一〕	在：〔樂所〕/〔中右〕 元永2・9・30	多忠方〔一〕 在：〔樂所〕/〔中右〕 元永2・2・11、〔長秋〕 同2・9・30	藤原為盛〔一〕 在：〔忠通〕、〔中右〕 元永2・2・17	
元永2年(1119)	拍行高〔從五位下〕 在：〔樂所〕/〔中右〕 元永2・2・11、〔長秋〕 同2・9・30	大中臣行良〔正六位上〕 在：府奏により内舍人より右近將監に任ず。〔大間〕 第七〔本司奏〕/將監則兼・兼季等剛拜任を望む。〔大間〕 第七〔府奏〕	(姓不詳)則兼〔一〕 在：この年將監を去るか。〔大間〕 第七〔府奏〕	
小部正清〔一〕	故：12月死去。〔樂所〕			
丸部正清〔一〕	在：小部正清と同一人物か。〔長秋〕 元永2・10・5			
豊原時光〔一〕	在：〔長秋〕 元永2・10・5			
高階為重〔五位〕	在：左近大夫。「為茂」につくる。〔中右〕 元永2・9・21			
高階家行〔五位〕	在：左近大夫。〔中右〕 元永2・10・17			
豊原時元〔一〕	在：〔樂所〕	多忠方〔一〕 在：〔樂所〕/〔中右〕 保安1・2・2		
元永元年(1120)	拍行高〔從五位下〕 故：7月死去。則高孫、高季長男。南京人。左第一上臈。給祿卒度に及ぶ。一者8年。〔中右〕 保安1・7・22、〔樂所〕/〔中右〕 同1・2・2	(姓不詳)經像〔一〕 在：因幡国国人。〔中右〕 保安1・2・29		
豊原時元〔一〕	在：〔樂所〕	源実清〔一〕 在：小除目において右近將監に任ず。〔中右〕 保安1・4・3		
元永2年(1121)	拍光則〔一〕 在：2月、朝觀行幸の時、左一者、陵王勳賞により將監に任ず。〔樂所〕	多忠方〔一〕 在：右一者。〔樂所〕		
藤井国貞〔一〕	在：府奏により左近將監に任ず。もと備前大掾。〔大間〕 第七〔本司奏〕/諸国掾より將監転任の例一例なりといえども將監に任ず。〔大間〕 第七〔府奏〕			
元永3年(1122)	豊原時元〔一〕 在：〔樂所〕	多忠方〔一〕 在：〔樂所〕		
拍光則〔一〕	在：〔樂所〕			

保安4年(1123)	豊原時元〔一〕 拍光則〔一〕	故：6月死去。康平2年生。〔樂所1〕 在：〔樂所1〕	多忠方〔一〕	在：〔樂所1〕/中將代。〔御元]保安4・2・19)	養時元〔一〕	在：中將代、左近か。豊原時元と同一人物か。 〔御元]保安4・2・19)
天治元年(1124)	拍光則〔一〕	在：〔樂所1〕/〔長秋] 天治1・1・5)/〔実行] 天治1・10・23)	多忠方〔一〕	在：〔樂所1〕/〔長秋] 天治1・1・5)		
天治2年(1125)	拍光則〔一〕 藤原通兼〔正六位上〕	在：〔樂所1〕 任マ：〔左近衛府]、〔藏人、將監正六位上高階朝臣通兼]とあり。〔中部] 第二七 斎宮群行)	多忠方〔一〕	在：〔樂所1〕/〔件忠方雅樂寮沙汰人也]とあり。〔中部] 第二七 斎宮群行)		
大治元年(1126)	拍光則〔一〕	在：〔樂所1〕	多忠方〔一〕	在：〔樂所1〕		
大治2年(1127)	拍光則〔一〕 藤原通兼〔從五位下〕 高階カ盛章〔一〕	在：〔樂所1〕/〔中右] 大治2・1・2) 在：藏人一應。叙爵。〔中右] 大治2・1・19、〔藏人]) 任：祭除目において左近將監に任ず。〔中右] 大治2・4・3)	多忠方〔一〕	在：〔樂所1〕/〔中右] 大治2・1・2)		
大治3年(1128)	拍光則〔一〕	在：〔中右] 大治2・8・14) 在：〔中勝寺供養の時、秦王賞、左一者榮爵を蒙るも子則友に讓る。〔中部] 第二九 諸寺供養、〔樂所1])	多忠方〔從五位下〕 多近方〔一〕	在：〔中勝寺供養の時、胡飲酒賞により榮爵。〔中部] 第二九 諸寺供養、〔樂所1〕/〔右近大夫將監]。〔宮寺] 仏神事次第) 在：〔宮寺] 仏神事次第)		
大治4年(1129)	拍光則〔一〕 藤原カ宗信〔從五位下〕 權助高〔一〕 藤原頼遠〔一〕	在：〔樂所1〕/〔中右]、〔長秋] 大治4・1・20) 在：左近府奏ありにより給爵する。〔中右] 大治4・1・7) 任：除目において府奏により左近將監に任ず。〔中右] 大治4・10・9) 任：除目において左近將監に任ず。〔中右] 大治4・10・9)	多忠方〔從五位下〕 源美清〔從五位下〕	在：〔樂所1〕/〔中右]、〔長秋] 大治4・1・20) 在：叙爵。藏人に任ず。〔中右] 大治4・1・8)	藤原季正〔一〕	在：〔樂所1] 大治4・7・15)
大治5年(1130)	拍光則〔一〕 紀兼俊〔一〕	在：〔樂所1]) 任：下名において左近將監に任ず。〔中右] 大治5・2・1)	多忠方〔從五位下〕 源要清〔從五位下〕	在：〔樂所1〕/〔中右]大治5・10・1)/人長。〔宮寺] 仏神事次第)		
天承元年(1131)	拍光則〔從五位下〕 藤原頼遠〔一〕	在：5月、敬手賞により叙爵。11月、長者殿下春日詣馬場院賞により榮爵。〔樂所1〕/〔長秋] 天承1・1・2) 在：〔時信] 天承1・11・21)	多忠方〔從五位下〕 多近方〔一〕	在：正月、朝觀行幸の時、胡飲酒賞により叙爵。榮爵。〔樂所1〕/〔長秋] 天承1・1・2)/〔時信] 同1・11・14) 任：正月、朝觀行幸の時、探桑老賞により右近將監に任ず。〔樂所1〕/〔内侍所御神樂部類]天承元年)/〔長秋]同1・1・14)/〔時信]同1・11・14)		

長承元年(1132)	拍光則 [従五位下]	在：3月、内裏臨時奉の時、散手實・一者により采爵。10月、白河阿弥陀堂供養の時、散手實・一者により采爵。(〔采所〕/左近大夫。(〔中右〕 長承1・2・26)	多忠方 [従五位下]	在：3月、内裏臨時奉の時、胡飲酒賞・一者により采爵。10月、白河阿弥陀堂供養の時、胡飲酒賞・一者により采爵。(〔采所〕/右近大夫。(〔中右〕 長承1・2・26)		
	藤原盛忠 [一]	在：藏人。(〔中右〕 長承1・1・5、〔藏人〕 長承1・1・5、〔藏人〕)	多近方 [一]	在：〔采所〕/(〔中右〕 長承1・3・9)		
	藤原顯遠 [従五位下]	在：藏人。左近府奏により叙爵。(〔中右〕 長承1・1・5、〔藏人〕)	權盛言 [一]	任：除目下名において府奏により右近將監に任ず。(〔中右〕 長承1・1・26)		
	高階泰友 [従五位下カ]	在：叙爵か。(〔中右〕 長承1・4・10)	多忠方 [従五位下]	在：〔采所〕/(〔中右〕 長承2・1・2)		
長承2年(1133)	拍光則 [従五位下]	在：〔采所〕/(〔中右〕 長承2・1・2)	多近方 [一]	在：〔采所〕/(〔長秋〕 長承2・6・19)		
	(姓不詳) 忠光 [一]	在：光則の訛りか。(〔長秋〕 長承2・6・19)				
	高階泰友 [従五位下カ]	在：右兵衛尉に遷任する。(〔中右〕 長承2・2・28)/藏人か。〔自左近衛將監在右兵衛尉也。〔魚籠〕別録卷第七〔次任衛府者〕)				
長承3年(1134)	拍光則 [従五位下]	在：2月、法勝寺金池一切経供養の時、散手實により一階を賜う。(〔中右〕 〔長秋〕 同3・2・17、〔采所〕/采所「上日无、夜无」外従五位下。(〔平遣〕2304)	多忠方 [従五位下]	在：2月、法勝寺金池一切経供養の時、胡飲酒賞により一階を賜う。(〔中右〕 〔長秋〕 同3・2・17、〔采所〕/采所「上日五、夜四。〔平遣〕 2304)		
	源宗長 [一]	在：〔中右〕 長承3・11・26)	多近方 [正六位上]	在：〔采所〕/(〔中右〕 長承2・1・5、〔長秋〕 同3・2・17)/采所「上日五、夜二」。(〔平遣〕 2304)		
	中原季行 [正六位上]	在：外記奏により左近將監に任ず。*〔承治三〕泰山に輔者注記として〔長〕とあり。〔長治三〕を指すか。(〔魚籠〕卷第二(他可奏))	藤原季実 [従五位下]	在：叙爵。(〔中右〕 長承2・1・5)		
	拍光則 [従五位下]	在：正月朝觀行幸、2月春日御幸の時、散手實により一階を賜う。(〔中右〕 保延1・4・27、〔采所〕/(〔中右〕 〔長秋〕 同1・1・4)	多忠方 [従五位下]	故：正月、朝觀行幸の時、胡飲酒賞により一階を賜う。5月、重病により將監を辞す。(〔中右〕 保延1・1・4、〔采所〕/(〔長秋〕 〔知信〕 同1・2・8)/死去。〔年五十余、十四代舞人也。〕(〔中右〕 同1・6・21)	中原貞清 [一]	在：〔長秋〕 〔知信〕 保延1・2・8)
保延元年(1135)			多近方 [一]	在：〔采所〕/(〔長秋〕 保延1・1・4)		
			藤原カ盛常 [五位]	在：〔右近大夫〕。(〔長秋〕 保延1・4・15)		
			權景通 [正六位上]	在：〔正六位上行〕。(〔知信〕 保延1・2・17)		
	拍光則 [従五位下]	故：去在11月より重病により出仕せず。一者17年。正月、死去。(〔采所〕)	多近方 [従五位下]	在：3月、勝光明院供養の時、貴徳賞・一者により一階を賜う。(〔中右〕 保延2・3・23、〔采所〕/10月、法金剛院御塔供養の時、貴徳賞・一者により一階を賜う。(〔中右〕 同2・10・15、〔采所〕/(〔長秋〕 同2・1・5)	下毛野教利 [一]	在：〔長秋〕 保延2・1・26)
保延2年(1136)			高階基章 [一]	任：除目下名において左近將監に任ず。(〔中右〕 保延2・1・27)		
	拍季貞 [従五位下]	任：3月、勝光明院供養の時、奏主・一者の賞により左近將監に任ず。(〔中右〕 保延2・3・23、〔采所〕/10月、法金剛院御塔供養の時、万歳賞・一者により一階を賜う。(〔中右〕 同2・10・15、〔采所〕)				

	<p>任：10月、法金剛院御塔供養の時、散手僧により左近将監に任ず。一者、二者相並んで将監は初例。(「中右」保延2・10・15、【薬所1】)／(「長秋」同2・1・5)</p> <p>任：除目下名において左近将監に任ず。(「中右」保延2・1・27)</p>			
	<p>任：康治元年4月に76歳で死去。治暦3年。一者1年。以降【薬所1】に記載なし。(【薬所1】)</p>	多近方【(五位)】	在：【(薬所1)】	
	<p>任：8月、日吉御幸の時、季貞御居により一者に任ず。(【薬所1】)</p>	藤原宗季【(一)】	在：【(台記) 保安3・9・24】	
	<p>任：【厚削】につくる。(【台記】保安3・9・24)</p>	下毛野敦利【(一)】	在：【(台記) 保安3・9・24】	
	<p>任：【厚削】につくる。(【台記】保安3・9・24)</p>	藤原貞遠【(一)】	在：【(台記) 保安3・9・24】	
	<p>在：【(薬所1)】</p>	多近方【(五位)】	在：【(薬所1)】	
保延4年(1138)	<p>在：正月、朝顔行幸の時散手僧により榮降。10月、成勝寺供養の時奏土賞により榮降。(【薬所1】)</p>	多近方【(五位)】	在：【(薬所1)】	
保延5年(1139)	<p>在：正月、朝顔行幸の時散手僧により榮降。10月、成勝寺供養の時奏土賞により榮降。(【薬所1】)</p>	多近方【(五位)】	在：【(薬所1)】	
保延6年(1140)	<p>在：【(薬所1)】</p>	多近方【(五位)】	在：【(薬所1)】	
永治元年(1141)	<p>在：召次長。「厚俊」につくる。(【兵範】永治1・3・25)</p>	多近方【(五位)】	在：【(薬所1)】	
	<p>在：4月、保延5年の朝顔行幸賞により叙爵。以降、加降の記述が類出するも【薬所1】では「五位」と記載される。(【薬所1】)／(【台記】、「世紀」康治1・3・4)</p>	多近方【(五位)】	在：【(薬所1)】／(「世紀」康治1・3・4)	
	<p>任：小除目において右近将監に任ず。(【世紀】康治1・2・9)／藏人。(【世紀】康治1・7・17)</p>	中原盛季【(一)】	在：【(世紀) 康治1・4・23】	
康治元年(1142)	<p>在：【(世紀) 康治1・12・12】</p>	藤原重方【(正六位上)】	任：藏人。臨時除目において右近将監に任ず。(【世紀】康治1・10・10・11・26、【藏人】)	
	<p>任：除目において左近将監に任ず。(【世紀】康治1・12・21、【藏人】)</p>	高階為泰【(一)】	任：除目において文高階基章の康により右近将監に任ず。(【世紀】康治1・12・21)	
	<p>在：【(世紀) 康治1・1・5】</p>	源仲盛【(一)】		
	<p>在：【(世紀) 康治1・8・19】</p>	藤原仲盛【(一)】		
	<p>在：【(世紀) 康治1・10・2】</p>	中原仲盛【(一)】		
	<p>在：【(台記) 康治1・11・20】</p>	狛不詳【(五位)】		
	<p>在：【(薬所1)】／(「世紀」康治2・7・28)</p>	多近方【(五位)】	在：【(薬所1)】／(「世紀」康治2・7・28)	
	<p>在：【(世紀) 康治2・1・22】</p>	高階為泰【(一)】	在：【(世紀) 康治2・1・22】	
康治2年(1143)	<p>在：藏人。(【台記】康治2・1・18、【世紀】同2・4・5)／六十嶋察使を務める。(【世紀】同2・11・28)</p>	藤原隆憲【(正六位上)】	在：藏人。故善子内親王合殿により叙降。(【世紀】康治2・4・9)	
	<p>在：【(世紀) 康治2・7・23】</p>	中原範兼【(一)】		

近衛府下級官人補任稿(2) (西山史稿)

	高階雅親〔一〕	在：請状を提出する。〔世紀〕康治2・9・24)			
天養元年(1144)	拍光時〔五位上〕	在：〔樂所〕	多近方〔五位上〕	在：〔樂所1〕/〔台記〕天養1・9・5)	
	藤原隆憲〔一〕	在：藏人。〔台記〕天養1・1・21)			
久安元年(1145)	拍光時〔五位上〕	在：〔樂所1〕/〔台記〕久安1・3・2)	多近方〔五位上〕	在：〔樂所1〕	
	拍光時〔五位上〕	在：〔樂所1〕/朝野行幸の時、散手を奏し勳賞。一階を給う。〔台記〕「世紀」久安2・2・1)	多近方〔五位上〕	在：〔樂所1〕/朝野行幸の時、採桑老を奏し勳賞。一階を給う。〔台記〕「世紀」久安2・2・1)	
久安2年(1146)	(姓不詳) 仲盛〔一〕	在：〔世紀〕久安2・9・9)	藤原兼盛〔一〕	在：〔世紀〕久安2・1・5)	
	源清正〔一〕	任：除目において、府奏により左近將監に任ず。〔世紀〕久安12・21)	中原兼盛〔一〕	在：〔世紀〕久安2・8・24)	
			藤原貞家〔一〕	任：除目において、府奏により右近將監に任ず。〔世紀〕久安12・21)	
	拍光時〔五位上〕	在：8月、鳥羽殿御堂供養の時、左方一者、散手賞により一階を賜る。〔台記〕「世紀」久安3・8・11、〔樂所1〕	多近方〔五位上〕	在：8月、鳥羽殿御堂供養の時、右方一者、貴徳賞により一階を賜る。〔台記〕「世紀」久安3・8・11、〔樂所1〕	
	藤原行兼〔一〕	在：〔世紀〕久安3・1・5)	高階為泰〔正六位上〕	任：復任。〔世紀〕久安3・5・20)	
久安3年(1147)	藤原信成〔正六位上〕	任：除目において、大宰助より左近將監に任ず。藏人。〔世紀〕久安3・1・28、〔藏人1〕	中原成清〔一〕	在：〔世紀〕久安3・10・29)	
	藤原仲盛〔一〕	在：〔世紀〕久安3・2・20)	藤原範光〔一〕	任：除目において府奏により右近將監に任ず。〔世紀〕久安3・12・21)	
	中原安遠〔一〕	任：除目において府奏により左近將監に任ず。〔世紀〕久安3・12・21)			
	(姓不詳) 仲房〔一〕	在：〔教長〕久安3・4・10)			
	拍光時〔五位上〕	在：〔樂所1〕/〔台記〕久安4・7・21)	多近方〔五位上〕	在：〔樂所1〕/〔台記〕久安4・7・21)	(姓不詳) 重俊〔一〕
久安4年(1148)	藤原行兼〔一〕	在：〔世紀〕久安4・1・17)/〔台記〕久安4・10・24)	中原成清〔一〕	在：〔世紀〕久安4・1・17)	在：〔近衛尉〕。殺害される。〔台記〕久安4・7・17)
	平教盛〔從五位下〕	任：除目において府奏により下名に加え、左近將監に任ず。〔世紀〕久安4・1・28)/藏人。叙爵。〔世紀〕同4・4・27)	桑原助遠〔一〕	任：除目において大將副により下名に加え、右近將監に任ず。〔世紀〕久安4・1・28)	(姓不詳) 行方〔一〕
	藤原仲盛〔一〕	在：〔世紀〕久安4・2・27)/同姓同名の人物が攝前助とみえる。〔世紀〕同4・1・28)	高階為泰〔正六位上〕	在：〔世紀〕久安4・4・23)	在：〔近衛尉〕。〔台記〕久安4・11・2)
	拍光時〔五位上〕	在：3月、延勝寺供養の時、太平樂賞により一階を賜る。〔世紀〕久安5・3・20、〔樂所1〕	多近方〔五位上〕	在：3月、延勝寺供養の時、貴徳賞により一階を賜る。〔世紀〕久安5・3・20、〔樂所1〕	
	源宗清〔一〕	在：院非藏人。〔世紀〕久安5・3・24)/元院昇殿。〔兵範〕同5・10・10)	藤原範光〔一〕	在：〔世紀〕久安5・3・24)	
久安5年(1149)	藤原仲盛〔一〕	在：〔世紀〕久安5・6・6)	高階為泰〔正六位上〕	在：同月19日条には「左近將監」。〔世紀〕久安5・4・20)	
	源邦方〔一〕	任：小除目において左近將監に任ず。〔世紀〕久安5・12・30)	高階為賴〔正六位上〕	任：藏人。小除目において右近將監に任ず。〔世紀〕久安5・9・22)/藏人。〔兵範〕同5・10・19)	

久安6年(1150)	<p>源宗清〔六位上〕</p> <p>在：院藏人。(『世紀』久安6・11・25)</p>	源重兼〔正六位上〕	在：除目において右近将監に任ず。(『世紀』久安6・12・22)		
	<p>源原仲盛〔一〕</p> <p>在：(『世紀』久安6・7・24)</p>	高階為頼〔正六位上〕 <p>在：藏人。(『台記』久安6・1・19)</p>			
	<p>源光時〔五位上〕</p> <p>在：8月、春日社参詣の時、興福寺職掌官となるにより一階を賜る。(『台記』仁平1・8・11、〔梁所])</p>	多近方〔五位上〕 <p>在：(『梁所]) / 「從五位上」。(『台記』仁平1・8・10) / (『山樞』同1・10・16)</p>			
	<p>源原行兼〔一〕</p> <p>在：(『世紀』仁平1・8・13)</p>	藤原範光〔一〕 <p>在：(『世紀』仁平1・9・19)</p>			
	<p>源仲盛〔一〕</p> <p>在：(『世紀』仁平1・9・19)</p>	源資頼〔一〕 <p>在：崇徳上皇權隨身。(『台記』仁平1・8・10) / 兼盛不在書として源資頼を右近将監に任ず。(『大問』第六〔善])</p>			
仁平元年(1151)	<p>藤原安遠〔一〕</p> <p>在：(『世紀』仁平1・11・14)</p>	源定清〔正六位上〕 <p>在：将奏により右近将監に任ず。(『大問』第十〔大問書落語司諸国事])</p>			
	<p>源邦賢〔一〕</p> <p>在：崇徳上皇權隨身。(『台記』仁平1・8・10)</p>				
	<p>平資頼〔正六位上〕</p> <p>在：将奏により右近将監に任ず。(『大問』第十〔大問書落語司諸国事])</p>				
	<p>中原季行〔正六位上〕</p> <p>任：外記奏により右近将監に任ず。(『大問』第十〔大問書落語司諸国事])</p>				
	<p>源光時〔從五位下〕</p> <p>在：下賜。(『兵範』仁平2・1・24) / 大夫将監。(『兵範』同2・1・26) / 3月、鳥羽殿において一階、御賀後宴日において一階を賜る。藤原隆長の舞曲を務める。(『兵範』同2・3・2) / 宿禰。從五位下。上日二、夜無。(『兵範』同2・4・5)</p>	多近方〔五位上〕 <p>故：大夫将監。(『兵範』仁平2・1・24) / 『台記』同2・1・26 / 4月、病により出家。5月、死去。一者17年。「高麗舞之貴首」。寛治2年生。(『世紀』同2・5・7、〔梁所])</p>			
仁平2年(1152)	<p>源頼方〔一〕</p> <p>在：(『世紀』仁平2・3・23)</p>	源重兼〔一〕 <p>在：(『世紀』仁平2・1・5)</p>			
	<p>桑原助遠〔一〕</p> <p>在：(『世紀』仁平2・4・19)</p>	中原重兼〔一〕 <p>在：(『世紀』仁平2・1・9)</p>			
	<p>藤原仲盛〔一〕</p> <p>在：(『世紀』仁平2・11・4)</p>	源資頼〔一〕 <p>在：(『世紀』仁平2・12・22)</p>			
	<p>源宗清〔正六位上〕</p> <p>在：「未到」とあり。(『兵範』仁平2・4・5)</p>	藤原範光〔五位上〕 <p>在：(『台記』仁平2・1・26) / 『兵範』同2・11・17)</p>			
	<p>源光時〔五位上〕</p> <p>在：大夫将監。(『兵範』仁平3・3・3) / 11月、藤原忠通馬場院の競馬において一階を賜る。(『台記』同3・11・29、〔梁所])</p>	源資頼〔一〕 <p>在：(『世紀』仁平3・6・20)</p>			
仁平3年(1153)	<p>源邦賢〔一〕</p> <p>在：(『世紀』仁平3・1・16) / 「國賢」にづく。吉田祭使。(『台記』同3・11・29)</p>	源雅亮〔從五位下〕 <p>在：大夫将奏により叙爵。(『世紀』仁平3・8・28) / 将奏により叙爵の後、左近将監より皇后宮少進に任ず。(『台記』同3・8・28)</p>			
	<p>源原行兼〔一〕</p> <p>在：(『世紀』仁平3・10・6)</p>	高階為泰〔一〕 <p>在：(『世紀』仁平3・9・14)</p>			
	<p>源宗清〔一〕</p> <p>故：美福門院藏人、殺害される。(『世紀』仁平3・12・24)</p>	紀後宗〔一〕 <p>在：(『世紀』仁平3・②・28)</p>			

	藤原有安〔一〕	在：爵状を提出する。〔世紀〕仁平3・②・19)				
久寿元年(1154)	拍光時〔五位〕	在：〔楽正〕/〔台記〕久寿1・4・3)/大夫将監。〔兵範〕同1・8・9)		藤原範光〔五位〕	在：本府権隨身。〔兵範〕久寿1・1・30)	
	源朝賢〔一〕	在：吉田神社神馬使。〔台記〕久寿1・11・23)				
久寿2年(1155)	拍光時〔五位〕	在：〔楽正〕/〔兵範〕久寿2・3・3)	紀俊宗〔一〕	在：〔台記〕久寿2・4・20)	(姓不詳)重行〔一〕	在：〔兵範〕久寿2・6・8)
	秦貞弘〔一〕	在：〔左近衛尉〕とあり。播磨貞弘と混同あるか。藤原頼長隨身。〔台記〕久寿2・4・18)	藤原仲盛〔一〕	在：〔台記〕久寿2・4・20)/〔兵範〕同2・6・8)		
	藤原景安〔一〕	在：〔台記〕久寿2・4・20)	源基親〔一〕	在：高階為泰降退替により源基親を右近将監に任ず。〔大聞〕第六(替)/もと美濃掾。〔大聞〕第七「本司奏」)		
	藤原カ成憲〔五位〕	在：左近大夫。〔兵範〕久寿2・3・23)/「右近大夫」とあり。〔兵範〕同2・10・26)				
	橘以故〔従五位下〕	在：藏人。〔兵範〕久寿2・10・22、〔藏人〕/叙爵。〔兵範〕同2・11・25)				
	藤原長清〔一〕	在：〔兵範〕久寿2・10・29)				
	源行綱〔一〕	在カ：(同上)				
	藤原為宗〔一〕	在カ：(同上)				
	高階俊成〔一〕	在：除目において左近将監に任ず。崇徳天皇の時、藏人。〔兵範〕久寿2・12・25、〔為親〕同2・12・26)/近衛天皇藏人の旁により左近将監に任ず。〔大聞〕第九「田房」)				
	藤原季輔〔一〕	在：除目下名において左近将監に任ず。〔兵範〕久寿2・12・25、〔為親〕同2・12・29)				
秦兼弘〔一〕						
保元年間						
	拍光時〔五位〕	在：〔樂正〕/〔兵範〕保元1・3・3)	藤原カ成憲〔五位〕	在：大夫将監。〔兵範〕保元1・3・10)	拍元時〔一〕	在：或いは光時か。〔保元朝業記云〕とあり。〔御即位次第〕]
	藤原永清〔六位〕	在：〔殿勾当〕とあり。〔兵範〕保元1・2・5)	藤原有康〔一〕	在：除目において右近将監に任ず。〔兵範〕保元1・12・29)		
	藤原季輔〔従五位下〕	在：〔兵範〕保元1・3・29)/近衛院藏人。〔山内〕同1・3・29)/叙爵。〔兵範〕同1・8・6)	(姓不詳)章光〔一〕	在カ：11月28日、兵部丞に任ず。元右近将監。将監より兵部丞に任ずる例、分明ならずにより、年来任官されず。しかるに、ことに朝恩によつて除目において兵部丞に任ず。〔山内〕除目部類)		
	下毛野就忠〔一〕	在：〔山内〕保元1・1・27)				
保元2年(1157)	拍光時〔五位〕	在：〔楽正〕/〔兵範〕保元2・3・3)				
	藤原永清〔一〕	在：〔殿勾当〕とあり。〔兵範〕保元2・1・12)				
	秦兼弘〔一〕	在：〔兵範〕保元2・4・11)/保元秦兼弘元為将監。忽被補将曹。〔吉記治承4・4・21])				
	藤原仲盛〔一〕	在：〔兵範〕保元2・10・27)				

	平カ行範 [(五位)]	在：大夫將監。〔兵範〕保元2・11・9)				
	拍光時 [(從五位下)]	在：〔美吼〕/朝觀行幸において散手貫に上より一階を賜ふ。〔兵範〕保元3・1・10/〔兵範〕同3・6・28/〔從五位下〕。〔兵範〕同3・12・17)	多忠節 (一)	任：〔兵範〕保元3・1・10/正月、朝觀行幸の時、右近將曹より右近將監に任ず。〔美吼〕/〔兵範〕同3・6・28)	藤原カ有範 (一)	在：〔兵範〕保元3・5・6)
	源親行 [(正六位上)]	任：除目下名において左近將監に任ず。藏人。〔兵範〕保元3・1・30、〔藏人〕/〔山槻〕同3・7・30/院判官代。〔兵範〕同3・12・10)	藥兼弘 (一)	在：〔兵範〕保元3・4・20/後白河上皇隨身。〔兵範〕同3・8・25/左近將監。〔天下一物〕により將監たるも將曹として召される。「傍若無人」と評す。〔山槻〕同3・8・25)		
	藤原有隆 [(正六位上)]	任：坊官除目において左近將監に任ず。藏人。〔兵範〕保元3・8・23、〔藏人〕/〔有経〕につぐる。〔山槻〕同3・8・23)				
	高階経章 [(正六位上)]	任：臨時除目において左近將監に任ず。〔兵範〕保元3・10・3/藏人。〔兵範〕同3・12・8、〔藏人〕)				
保元3年(1158)	藤原重頼 (一)	任：追儼の除目において左近將監に任ず。〔兵範〕保元3・12・29)				
	拍(名不詳) [(從五位下)]	在：拍光時か。「從五位下行」。〔山槻〕保元3・8・2)				
	源(名不詳) [(正六位上)]	在：源親行か。「正六位上行」。〔同上〕)				
	藤原(名不詳) [(正六位上)]	在：藤原有隆か。「正六位上行」。〔同上〕)				
	藥(名不詳) [(正六位上)]	在：藥兼弘か。「正六位上行」。〔同上〕)				
	紀(名不詳) [(正六位上)]	在：〔正六位上行〕。〔同上〕)				
	源(名不詳) [(正六位上)]	在：〔正六位上行〕。〔同上〕)				
	藤原(名不詳) [(正六位上)]	在：〔正六位上行〕。〔同上〕)				
平治元年(1159)	拍光時 [(五位)]	在：〔美吼〕/〔山槻〕平治1・2・22)	多忠節 (一)	在：〔美吼〕/〔山槻〕平治1・2・13)	藤原季遠 (一)	在：〔山槻〕平治1・1・18)
	藤原隆成 [(正六位上)]	在：藏人。〔山槻〕平治1・2・21、〔藏人〕)	多忠節 (一)	在：〔美吼〕)	藤原景安 (一)	在：〔山槻〕永暦1・12・26)
永暦元年(1160)	拍光近 (一)	在：〔藥所〕)				
	藥兼弘 (一)	在：〔山槻〕永暦1・11・23)				
	拍光近 (一)	在：〔藥所〕)	多忠節 (一)	在：〔藥所〕/〔山槻〕 応保1・4・4)		
応保元年(1161)	藤原範忠 (一)	任：小除目において左近將監に任ず。〔山槻〕 応保1・7・23)	多成方 (一)	在：〔山槻〕 応保1・4・4/5月、右近將曹より右近將監に任ず。〔藥所〕)		
	拍光近 (一)	在：〔藥所〕)	多忠節 (一)	在：〔藥所〕)		
応保2年(1162)			多成方 (一)	在：〔藥所〕)		
			藤原宗景 (一)	任：10月28日の秋除目において、府奏により右近將監に任ず。〔山槻〕 除目部類)		
長寛元年(1163)	拍光近 (一)	在：〔藥所〕)	多忠節 (一)	在：〔藥所〕)		
			多成方 (一)	在：〔藥所〕)		
長寛2年(1164)	藤原隆伸 (一)	在：〔山槻〕長暦2・6・26)				

近衛府下級官人補任稿(2) (西山史稿)

	<p>拍光近〔一〕 在：〔樂所〕</p> <p>中原行盛〔一〕 任：六条天皇即位に伴う小除目において左近将監に任ず。(『山樵』永方1・7・22)</p>	<p>多忠節〔一〕 在：〔樂所〕</p> <p>多成方〔一〕 在：〔樂所〕</p> <p>藤原友政〔一〕 任：六条天皇即位に伴う小除目において左近将監に任ず。(『山樵』永方1・7・22)</p>	
仁安元年(1166)	<p>拍光近〔一〕 在：〔樂所〕</p> <p>中原経時〔一〕 在：〔宮寺〕放生会四</p>	<p>多忠節〔一〕 在：〔樂所〕</p> <p>多成方〔一〕 故：この年死去。(『樂所])</p>	
仁安2年(1167)	<p>拍光近〔五位上〕 在：〔樂所〕/東宮の朝觀行幸において一階を賜う。(『玉葉』仁安2・1・20)/東宮朝觀において一階を賜う。『光親』につくる。(『陽明』同2・1・20)/〔兵範』同2・1・20)/〔左近官人』。(『愚昧』同2・11・16)/大夫将監。(『兵範』同2・12・19)</p> <p>藤原カ為頼〔五位上〕 在：左近大夫。(『兵範』仁安2・3・20)</p> <p>源信光〔六位上〕 在：高松院(姦子内親王)判官代。(『玉葉』仁安2・11・9)</p> <p>藤原範忠〔一〕 在：〔宮寺〕放生会四</p>	<p>多忠節〔一〕 在：〔樂所〕/朝觀行幸において一階を賜う。(『樂所])朝觀行幸において一階を賜う。(『兵範』、『玉葉』仁安2・1・20)</p>	<p>紀久信〔一〕 在：〔近衛尉〕。御野子所預。(『兵範』仁安2・10・25)</p>
	<p>拍光近〔五位上〕 在：〔樂所])/(『兵範』仁安3・4・13)/左近大夫。(『兵範』、『玉葉』同3・8・4)</p> <p>藤原能頼〔正六位上〕 任：小除目において左近将監に任ず。藏人。(『兵範』仁安3・12・16、〔藏人])</p> <p>大神基賢〔一〕 任：12月12日の秋祭目において、左近将監に任ず。(『山樵』除目部類)</p> <p>藤原範忠〔一〕 在：〔宮寺〕放生会四</p>	<p>多忠節〔五位上〕 在：〔樂所])/(『兵範』仁安3・4・13)/右近大夫。(『兵範』、『玉葉』同3・8・4)/〔愚昧』同3・11・16)</p> <p>高階経仲〔五位下〕 任：小除目において右近将監に任ず。藏人。(『兵範』仁安3・9・4、〔藏人])/叙爵。(『兵範』同3・9・12)</p> <p>藤原親実〔一〕 在：〔宮寺〕放生会四</p>	<p>藤原親実〔一〕 在：〔高倉院御即位記〕</p> <p>藤原盛家〔一〕 任：小除目において、前坊立官の功により将監に任ず。(『兵範』仁安3・3・23)</p>
仁安3年(1168)	<p>拍光近〔五位上〕 在：左一者。(『樂所])/(左一者。(『兵範』嘉応1・3・3)</p> <p>藤原能頼〔從五位下〕 在：〔兵範』嘉応1・2・12)/〔右近将監』。(『兵範』同1・2・13)/一昨日前に叙爵する。(『兵範』同1・2・24)</p> <p>平宣盛〔正六位上〕 任：小除目において左近将監に任ず。(『兵範』嘉応1・3・5)</p> <p>源景頼〔一〕 任：〔兵範』嘉応1・4・16)/〔宮寺〕放生会四</p> <p>源兼親〔正六位上〕 任：小除目において實茂行幸舞人次死儀のため、左近将監に任ず。親戚人。(『兵範』嘉応1・8・27)</p> <p>藤原盛家〔一〕 在：〔兵範』嘉応1・8・29)</p> <p>藤原宗景〔一〕 在：〔兵範』嘉応1・10・24)</p> <p>拍光近〔五位上〕 在：〔樂所])/(『玉葉』嘉応2・1・3)</p> <p>中臣重近〔一〕 在：召次長。(『兵範』嘉応2・4・10)/〔玉葉』同2・4・23)</p>	<p>多忠節〔五位上〕 在：右一者。(『樂所])</p> <p>兼業頼〔一〕 任：追繼除目において右近将監に任ず。(『兵範』嘉応1・12・30)</p>	
嘉応元年(1169)	<p>源景頼〔一〕 在：〔兵範』嘉応1・4・16)/〔宮寺〕放生会四</p> <p>源兼親〔正六位上〕 任：小除目において實茂行幸舞人次死儀のため、左近将監に任ず。親戚人。(『兵範』嘉応1・8・27)</p> <p>藤原盛家〔一〕 在：〔兵範』嘉応1・8・29)</p> <p>藤原宗景〔一〕 在：〔兵範』嘉応1・10・24)</p> <p>拍光近〔五位上〕 在：〔樂所])/(『玉葉』嘉応2・1・3)</p> <p>中臣重近〔一〕 在：召次長。(『兵範』嘉応2・4・10)/〔玉葉』同2・4・23)</p>	<p>多忠節〔五位上〕 在：〔樂所])/(『玉葉』嘉応2・1・3)</p> <p>藤原貞経〔一〕 任：祭除目において右近将監に任ず。(『兵範』嘉応2・4・7)</p>	
嘉応2年(1170)	<p>拍光近〔五位上〕 在：〔樂所])/(『玉葉』嘉応2・1・3)</p> <p>中臣重近〔一〕 在：召次長。(『兵範』嘉応2・4・10)/〔玉葉』同2・4・23)</p>	<p>多忠節〔五位上〕 在：〔樂所])/(『玉葉』嘉応2・1・3)</p> <p>藤原貞経〔一〕 任：祭除目において右近将監に任ず。(『兵範』嘉応2・4・7)</p>	

	源頼景〔一〕	在：〔宮寺〕放生会四	養業頼〔一〕	在：〔兵衛〕嘉応2・4・10		
	源兼親〔一〕	在：藏人。〔宮寺〕臨時祭	藤原親実〔一〕	在：〔宮寺〕放生会四		
承安元年(1171)	平盛房〔一〕	任：12月8日の秋除目において府奏により、左近将監に任ず。〔山内〕除目部類	源惟頼〔正六位上〕	在：〔兵衛〕承安1・11・27、〔藏人〕		
	拍光近〔五位〕	在：〔玉葉〕承安1・4・12	多忠節〔五位〕	在：〔玉葉〕承安1・4・12		
	拍光近〔五位〕	在：〔樂所〕	源惟頼〔正六位上〕	在：〔樂所〕/〔玉葉〕承安2・2・3		
	拍季時〔一〕	故：この年死去。〔樂所〕	高階業基〔一〕	任カ：「功、府奏」により丹後少掾より右近将監遷任を申す。〔魚魯〕別録巻第一「承安二年春除目申文目録」		
承安2年(1172)			高階経仲〔一〕	在：〔宮寺〕臨時祭		
承安3年(1173)	拍光近〔五位〕	在：〔樂所〕/〔玉葉〕承安3・10・17	多忠節〔五位〕	在：〔樂所〕/〔玉葉〕承安3・10・17		
	拍光近〔五位〕	在：〔樂所〕/〔左大夫将監〕。〔玉葉〕承安4・7・28/〔吉記〕同4・8・2	多忠節〔五位〕	在：〔樂所〕/散位。〔玉葉〕承安4・7・28		
承安4年(1174)	中臣重近〔一〕	在：左近将監か。〔玉葉〕承安4・7・23/〔吉記〕同4・8・6	多好方〔一〕	在：〔吉記〕承安4・8・2		
	高階業基〔一〕	在：雑色。〔玉葉〕承安4・11・12	源親能〔一〕	在：〔宮寺〕放生会四		
	藤原親平〔一〕	在：〔宮寺〕放生会四	多好方〔正六位上〕	在：〔樂所〕/〔平遣〕3705		
	拍光近〔五位〕	在：〔樂所〕/〔玉葉〕安元1・12・18	養業頼〔正六位上〕	在：〔山内〕安元1・8・16/〔平遣〕3705		
安元元年(1175)	藤原仲方〔正六位上〕	任：除目において府奏により左近将監に任ず。〔玉葉〕安元1・12・8	多忠節〔五位〕	在：朝服行幸において胡飲酒を舞うにより一階を賜う。〔玉葉〕安元1・1・4/〔右近大夫〕。〔山内〕同1・9・13		
			大中臣成綱〔正六位上〕	任：除目において府奏により右近将監に任ず。〔玉葉〕安元1・12・8		
	拍光近〔一〕	任：〔玉葉〕安元2・2・21/御賀臨時祭の時坂頭貫により左近将監に任ず。〔樂所〕、〔玉葉〕同2・1・30	多忠節〔五位〕	在：〔忠時〕につくる。〔玉葉〕安元2・1・23/〔右近大夫、非将監〕とあり。〔玉葉〕同2・2・21/内裏臨時祭において一階を賜う。〔玉葉〕同2・3・16		
安元2年(1176)	拍光近〔五位〕	在：〔玉葉〕安元2・1・21/御賀舞の無人近衛将の舞師を務める。〔玉葉〕同2・1・23/「養実異常、興福寺体云々」とあり。内裏臨時祭において一階を賜う。〔玉葉〕同2・3・16	藤原康家〔正六位上〕	任：春除目において大將(平重盛)請により右近将監に任ず。〔玉葉〕安元2・1・30		
	藤原養基〔正六位上〕	任：春除目において府奏により左近将監に任ず。〔玉葉〕安元2・1・30/〔大間〕では高階養基とする。府奏により左近将監に任ず。もと能登大掾。〔大間〕第七〔本司奏〕	養業頼〔一〕	在：後白河上皇隨身。〔玉葉〕安元2・3・5/〔吉記〕同2・4・27		
	中臣重近〔一〕	在：後白河上皇隨身。〔玉葉〕安元2・3・5/〔吉記〕同2・4・27	藤原康家〔正六位上〕	任：右近衛大將(平重盛)の大将請により藤原康家の任将監を望む。〔大間〕第六〔請〕		
治承年間	拍光近〔一〕	在：〔治承頼業記云〕とあり。〔御即位次第〕				

治承元年(1177)	拍光近〔五位上〕	在：〔樂所1〕/「光親」につぐる。「左近大夫將監」、「左一物」。(山槻 治承1・12・17)/連華王院五重塔供養において散手を舞い、一階を賜う。(山槻、〔玉葉〕同1・12・17)	多忠節〔五位上〕	在：〔樂所1〕/「胡飲酒右近大夫將監」、「右一物」、「散位」。(山槻) 治承1・12・17/連華王院五重塔供養において胡飲酒を舞い、一階を賜う。(〔玉葉〕同1・12・17)		
	藤原宗景〔一〕	在：〔玉葉〕 治承1・7・29)	藤原定経〔一〕	在：〔平遣〕 3787)		
治承2年(1178)	拍光近〔五位上〕	在：〔樂所1〕/〔玉葉〕 治承2・10・24)	多忠節〔五位上〕	在：〔樂所1〕		
	拍則近〔一〕	在：「則親」につぐる。(〔玉葉〕 同2・11・2)	藤親房〔一〕	在：(山槻) 治承2・11・12)		
	源景頼〔一〕	在：〔愚問〕 治承2・12・15)	多好方〔一〕	在：〔玉葉〕 治承2・10・29)		
	藤原宗景〔一〕	在：〔宮寺〕 放生会四)	藤原保孝〔一〕	在：〔宮寺〕 放生会四)		
治承3年(1179)	拍光近〔五位上〕	在：〔樂所1〕	多忠節〔五位上〕	在：〔樂所1〕/〔玉葉〕 治承3・1・2)/〔山槻〕 同3・3・3)	藤原康重〔正六位上〕	任：勸学院別当兼公により任右近將監に任ず。(〔大問〕 第八「勸学院別当」)
	源満実〔一〕	在：左衛門尉源忠清各弟なるも忠清に所領争論により殺害。(〔百興抄〕 治承3・5・3)	多近久〔正六位上〕	任：除目において右近將監に任ず。(山槻) 治承3・1・19)/除目において將監に任ず。「延久」につぐる。(〔玉葉〕 同3・1・19)		
	源忠業〔正六位上〕	任：小除目において左近將監に任ず。(山槻) 治承3・3・11)	藤原定経〔一〕	在：(山槻) 治承3・3・15)		
	源信政〔正六位上〕	在：〔玉葉〕 治承3・8・11)/藏人。〔玉葉〕 同3・11・5。〔藏人〕/〔山槻〕 同3・12・5)	中原實清〔一〕	任：府奏により右近將監に任ず。もと美作大掾。(〔大問〕 第七「本司奏」)		
	惟宗親重〔一〕	在：〔宮寺〕 放生会四)	藤原保孝〔一〕	在：〔宮寺〕 放生会四)		
	拍光近〔五位上〕	在：〔樂所1〕/〔安徳天皇御即位記〕	多忠節〔五位上〕	在：翌年、散位。(〔樂所1〕)		
治承4年(1180)	藤原時経〔正六位上〕	在：〔安徳天皇御即位記〕/藏人の一節。(山槻) 治承4・3・4。〔藏人〕	藤原仲實〔一〕	在：〔安徳天皇御即位記〕		
	惟宗宗親〔一〕	任：〔安徳天皇御即位記〕	藤原實清〔一〕	在：〔安徳天皇御即位記〕		
	藤原盛運〔一〕	任：〔安徳天皇御即位記〕	多好方〔一〕	在：〔右將曹〕とあり。(山槻) 治承4・12・7)		
	源親能〔一〕	在：左近中将代を務める。(〔安徳天皇御即位記〕)	中原實清〔一〕	在：〔玉葉〕 治承4・5・6)		
	高階親家〔從五位下〕	任：除目において將監に任ず。「右近衛府上。〔吉記〕 治承4・4・1)/藏人。「右近將監」。〔吉記〕 同4・4・26)/藏人。(山槻) 同4・4・26。〔藏人〕/叙爵。(山槻) 同4・9・16)/藏人。(〔宮寺〕 臨時祭)				
	藤原邦隆〔從五位下〕	在：藏人。叙爵。(山槻) 治承4・7・27)				
養和元年(1181)	源信政〔正六位上〕	在：藏人。三藏。(山槻) 除目部類〔藏人〕/藏人。院判官代。「右近將監」。(〔吉記〕 治承4・4・26)				
	拍光近〔五位上〕	在：〔玉葉〕 養和1・3・12)	藤原宗景〔一〕	任：御即位功により任右近將監を申す。或いは「家景」か。〔吉記〕 養和1・3・24)/除目において右近將監に任ず。或いは「家景」、「家業」か。〔吉記〕 同1・3・26)		

	源雅経〔一〕	在：藏人。(恩味) 養和1・2・6/藏人に任ず。〔吉記〕同1・5・30)	中原季良〔一〕	任：鳥羽安養寿院供養功により任將監を申す。〔吉記〕養和1・3・24/除目下名において右近將監に任ず。〔吉記〕養和1・3・29)	
	藤原家実〔一〕	任：膳射功により左近將監を申す。(吉記) 養和1・3・24/除目において左近將監に任ず。〔吉記〕同1・3・26)	藤原実景〔一〕	在：右近將監を辞職する。藤原宗景か。(吉記) 養和1・9・23)	
	源忠兼〔一〕	任：除目において、御更衣用進井鳴社遷宮功により左近將監に任ず。(吉記) 養和1・9・23)	中原信親〔一〕	任：除目において大將請により右近將監に任ず。(吉記) 養和1・11・28)	
	藤原仲保〔一〕	任：除目において大將請により左近將監に任ず。(吉記) 養和1・11・28)	中原實清〔一〕	在：〔宮寺〕放生会四)	
	藤原實実〔一〕	任：除目において左近將監に任ず。(吉記) 養和1・11・28)			
	藤原範光〔一〕	在：〔宮寺〕放生会四)			
	拍光近〔(五位)〕	故：4月、死去。(樂所1)	多好方〔一〕	在：〔樂所1)	
	拍則近〔一〕	在：一者。(樂所1)	多近久〔一〕	在：〔樂所1)	
	源雅経〔從五位下〕	在：〔山槻〕除目部類「藏人」/藏人。(吉記) 寿永1・3・24/寂靜。(吉記) 同1・7・24)	多好節〔一〕	任：父多好方藏人實により右近將監に任ず。(樂所1)	
寿永元年(1182)	平教実〔一〕	任：除目下名において左近將監に任ず。(吉記) 寿永1・3・11)	高階親家〔(五位)〕	在：〔右近大夫將監〕。(吉記) 寿永1・3・24/〔宮寺〕臨時祭)	
	多景節〔一〕	任：除目下名において多景節の胡飲酒費の譲りにより左近將監に任ず。(吉記) 寿永1・3・11)	藤原保孝〔一〕	在：〔宮寺〕放生会四)	
	藤原實定〔一〕	在：〔宮寺〕放生会四)			
	藤原雅経〔一〕	在：藏人。源雅経と同一か。〔宮寺〕臨時祭)	豊原利秋〔一〕	任：〔樂所1)	
寿永2年(1183)	拍則近〔一〕	在：2月、朝觀行幸の時、万歳樂賞。(樂所1)	多好節〔一〕	在：〔樂所1)	
	高階業基〔一〕	在：〔宮寺〕放生会四)	藤原保孝〔一〕	在：〔宮寺〕放生会四)	
	藤原親輔〔一〕	在：藏人。(宮寺) 臨時祭)	大神宗賢〔一〕	任：大神元賢男。右近將監に任ず。(樂所1)	中臣近武〔一〕
	拍則近〔一〕	在：〔山槻〕元暦1・8・22/12月、藤原基通御春日詣馬場院實。(樂所1)	多節近〔一〕	任：右近將監に任ず。(樂所1)	下毛野武成〔一〕
	藤原カ家輔〔(五位)〕	在：〔左近大夫〕。(山槻) 元暦1・8・13)	豊原利秋〔一〕	在：〔樂所1)	在：〔樂院〕。(玉葉) 元暦1・12・16)
元暦元年(1184)	多景節〔一〕	在：〔山槻〕 元暦1・8・22)	源有實〔(正六位上)〕	在：藏人。二藏。(山槻) 元暦1・7・28、(藏人)	
	大江頼成〔一〕	任：除目下名において左近將監に任ず。(吉記) 元暦1・4・2)	多近久〔一〕	在：〔樂所1)	
			多好方〔一〕	在：〔山槻〕 元暦1・8・22)	
			源有實〔一〕	在：〔山槻〕 元暦1・8・22)	
			源有實〔一〕	在：〔親経〕 元暦1・7・28/〔宮寺〕臨時祭)	
	拍則近〔一〕	在：〔樂所1〕/〔鏡鏡〕 東大寺仏開眼供養事(文治記)	豊原利秋〔一〕	在：〔樂所1)	
文治元年(1185)	中臣近武〔一〕	在：〔玉葉〕 文治1・6・21)	大神宗賢〔一〕	在：〔樂所1)	

近衛府下級官人補任稿(2) (西山史朗)

			多近久 (一)	在：「左右同府近習者、凡日本第一京黨。又能聞秘事」と評す。〔玉葉〕文治1・10・18)		
			源光景 (一)	在：〔樂所〕		
			豊原利秋 (一)	在：〔樂所〕		
			多好方 (一)	在：〔樂所〕		
			多近久 (一)	在：〔樂所〕		
			多好節 (一)	在：〔樂所〕		
			藤原資実 (一)	在：〔宮寺〕 臨時祭)		
			豊原利秋 (一)	在：〔樂所〕/石清水八幡宮より遷幸後の鳥羽殿における朝觀において一階を賜う。〔玉葉〕 文治3・11・8)		
文治3年(1187)			大神宗賢 (一)	在：〔樂所〕		
			多好方 (一)	在：〔玉葉〕 文治3・10・30)		
			中臣近武 (一)	在：召次長。〔定長〕 文治3・7・25)		
			豊原利秋 (一)	在：〔樂所〕		
			大神宗賢 (一)	在：〔樂所〕		
文治4年(1188)			拍則近 (一)	在：〔樂所〕		
			拍光重 (一)	在：春除目のとき、左近將監に任ず。〔樂所〕		
			拍則房 (一)	在：左近將監に任ず。〔樂所〕		
			中臣近武 (一)	在：〔玉葉〕 文治4・1・26)/「近衛舍人之中、当世容儀之者」の1人にある。〔玉葉〕同4・1・27)/後白河上皇隨身。〔玉葉〕同4・1・29)		
			拍式近 (一)	在：〔玉葉〕 文治4・1・29)		
			平時綱 (一)	在：〔玉葉〕 文治4・8・4)		
			拍則近 (從五位下)	在：2月、叙爵。〔樂所〕		中臣近武 (一)
			豊原宣房 (五位)	在：正月18日の除目において、「左近大夫」より刑部卿大輔に任ず。〔山椒除目部類〕		
文治5年(1189)			大神宗賢 (一)	在：〔樂所〕		
			藤原時實 (一)	在：〔愚昧〕 文治5・7・9)		
			多好方 (從五位下)	在：〔樂所〕		中臣近武 (一)
			豊原利秋 (一)	在：〔樂所〕		
			大神宗賢 (一)	在：〔樂所〕		
			多好方 (從五位下)	在：〔樂所〕/〔玉葉〕 建久2・8・27)		
			豊原利秋 (一)	在：〔樂所〕		
			大神宗賢 (一)	在：〔樂所〕/〔玉葉〕 建久2・4・13)		
			平時綱 (一)	在：梅宮祭使。〔玉葉〕 建久2・4・8)		
			多好方 (從五位下)	在：〔樂所〕		
			豊原利秋 (一)	在：〔樂所〕		
			大神宗賢 (一)	在：〔樂所〕		
建久3年(1192)			拍則近 (從五位下)	在：〔樂所〕		
			中臣近武 (一)	在：〔玉葉〕 建久3・2・13)/「御隨身」。〔明月〕 同3・3・19)		